

○東京藝術大学取手校地美術学部共通工房運営委員会内規

〔平成2年11月8日〕
制 定

改正 平成17年2月28日 平成21年6月11日
平成23年2月17日 平成25年10月24日
平成28年3月12日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学取手校地美術学部共通工房内規第9条第2項の規定に基づき、本学取手校地美術学部共通工房運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 共通工房の管理運営に関する基本的事項
- (2) 共通工房の利用に関する事項
- (3) その他共通工房に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共通工房長
 - (2) 取手校地美術学部協議会委員長
 - (3) 教授会構成員のうちから選出された各工房の担当教員
 - (4) 教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、美術教育、先端芸術表現及びグローバルアートプラクティスの区分から選出された者 各1人
- 2 教授会構成員が前項第4号の複数の区分に所属する場合、当該教授会構成員は所属するすべての区分から選出されることができる。複数の区分より選出された委員は、当該委員を選出した区分すべての議決権を有するものとする。
- 3 第1項第1号から第3号までの委員は、第4号の委員を兼ねることができる。
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前在者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、共通工房長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 あらかじめ委員長が指名する委員を副委員長とし、委員長に事故あるときは、議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美術学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成2年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月11日から施行する。ただし、第3条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。